

公益財団法人石狩市スポーツ協会役員の報酬に関する規程

平成27年6月 8日 制定

令和 6年3月13日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人石狩市スポーツ協会定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 専務理事及び常務理事は常勤とし、各人につき年額5,000,000円を限度に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、会長が理事会の承認を得て定める。

3 報酬は、第1項の年額を12月に均等分割して支給する。

4 報酬の支給方法については、公益財団法人石狩市スポーツ協会職員の給与に関する規程の例によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月13日第5回理事会決議)